

## 埼玉建設工事関係者連絡会議 構成員取組状況

構成員名称	発注機関の取組				発注機関及び工事施工者が協力した取組			
	安全及び健康の確保のための経費の適切かつ明確な積算に関すること	安全及び健康に配慮した工期の設定に関すること	施工時期の平準化に関すること	その他、現場の安全衛生活動の促進に関すること	現場の安全性の点検に関すること	緊急時の相互連絡体制の整備に関すること	その他、現場の安全衛生活動の促進に関すること	
国土交通省関東地方整備局 企画部技術調査課	・熱中症対策に資する現場管理費の補正 ・熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」(率計上)の100%を上限に設計変更を行う ・書類作成の経費や下請けの本社経費などの増加による現場管理費の見直し ・最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定 ・一部工種において、移動時間、建設機械の回送時間及び作業休止時間を踏まえた積算の適正化	・猛暑日日数を雨休率に加えた工期設定の運用 ・猛暑期間を回避した工事発注や猛暑期間を休工可能とする工事発注の試行 ・特記仕様書への、猛暑期間における現場施工回避の協議条項の明記	・平準化国債の活用により年度末における工事量の集中を回避	・重点的安全対策の策定 ・工事事故発生事例の周知	・安全パトロールの実施	・「重大事故」に係わる連絡体制を構築	・安全協議会の開催 ・ウィークリースタンスの実施	
国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所	間接経費を適切に計上。(現場環境改善費、営繕費等)	・週休二日制工事の実施。 ・猛暑日日数を雨休率に加えた工期設定の運用。	工事内容ごとに適切な工程を確保できるよう適宜、国債工事や余裕期間制度を活用し発注。	事務所の安全協議会を年1回開催	各出張所毎の安全パトロールを事務所幹部、担当職員、出張所職員、工事受注者と実施 受注者で毎月実施	緊急連絡体制について施工計画書で確認。 長期休暇中の連絡体制も事前に確認	安全協議会時に受注者の安全衛生に関する取り組み事例の報告及び事故・ヒヤリハット事例等の共有を実施	
国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所	現場環境改善費率計上の対象から、避暑(熱中症予防)・防寒対策を切り離し、対策の妥当性を確認の上、現場環境改善費(率)の100%まで積上げ計上する積算方法に変更。	週休2日制工事の実施	フレックス(余裕期間制度)の設定	事務所の安全協議会を年1回実施 (安全標語の募集・表彰) (安全取組み事例発表:受注工事から募集) 安全衛生活動に関する情報提供を適宜実施	毎月、各出張所の安全パトロールを事務所職員、出張所職員、工事受注者と実施 11月(安全強化月間)に各所管の労働基準監督署を招いて合同安全パトロールを実施	施工計画書において、緊急連絡網を整備	事務所の安全協議会を開催 (気象キャスターを招いて講演) (職員と受注業者が参加)	
国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所	猛暑日の補正	猛暑日日数を雨休率に加えた工期設定	余裕期間の設定	安全協議会(1回/年)の開催	各出張所による工事安全パトロール(1回/月)の実施	施工計画書に記載される連絡体制の確認	工事事故発生事例など上部機関からの情報の共有	
国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所	・週休二日制工事の適用 ・現場環境改善費の実施内容見直しと拡充の実施 ・移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定の実施	・余裕期間制度の活用 ・週休二日制工事の実施	・国債工事等の活用による工期設定 ・余裕期間制度の活用	・事務所安全協議会を1回/年実施(必要に応じて臨時安全協議会を開催)し、安全衛生活動に関する情報提供を実施	・毎月の安全パトロールによる安全性の確認 ・ウェアラブルカメラを用いた現場調査や巡視作業	・緊急連絡網の整備	・毎週の工程会議を利用して、事故事例等の関係者共有を随時実施	
国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所	・間接工事費の率による積算 ・真夏日を設定し、熱中症対策に必要な経費として現場管理費を補正	・施工時のパーティー数を考慮した、無理のない工期の設定および適切な工期の設定 ・週休二日制工事の適用	・2年国債等を活用した工期設定 ・必要に応じて適切に繰越を行い、年度を跨いで工期延伸 ・余裕期間制度の活用	・契約図書に安全衛生に関する事項を記載 ・毎年策定される重点的安全対策の通知および年度当初の安全対策協議会での周知 ・遠隔臨場の活用 ・快適トイレの設置を促し、協議により必要費用を計上	・出張所(出先機関)による安全パトロールを毎月実施 ・事務所による安全パトロールを年2回実施	・緊急時の連絡体制を構築 ・安全対策協議会での報告対応の確認	・出張所(出先機関)による安全協議会を毎月実施 ・事務所による安全対策協議会を年2回(5月・11月)実施(外部講師による講話等)、状況により必要と考える場合は臨時安全講習会の開催 ・安全対策協議会について会場参加者だけではなく、Web配信を併用し施工関係者(下請施工者等)の参加を容易にすることにより多くの関係者に協議会内容を共有	
国土交通省関東地方整備局 北首都国道事務所	直轄土木工事における適正な工期設定指針により適切な工期を設定。熱中症を考慮した猛暑日補正などを積算に反映。	直轄土木工事における適正な工期設定指針により、建設業の働き方改革や労働災害防止のため、安全及び健康に配慮した適切な工期を設定。熱中症を考慮した猛暑日補正による雨休率を採用。 工事は、完全週休2日制を適用。	年度当初(4~6月)の閑散期と年度末の繁忙期の差を解消し、建設業の働き方改革や経営の健全化を図るため、繰越、翌債を積極的に活用し施工時期の平準化を図る。	北首都国道事務所工事等安全協議会を開催し、受発注者で安全活動を実施。 10月~12月頃に施工体制の点検を実施し、現場の安全衛生管理体制等を確認。	出張所、監督官詰所毎に安全協議会を実施。各安全協議会で安全パトロールを行い現場の安全性について点検を行っている。	施工計画書に緊急連絡体制表を添付し、緊急時において、相互の連絡体制を徹底することを指示。	工事現場においては、新規入場者による事故が多いことから新規入場者向けの安全教育を実施。 工事安全協議会を開催して、現場における安全衛生活動等を促進。	
埼玉県 県土整備部	○「契約時における確認票」「施工体制チェックポイント」等による下請契約の適正化に関する確認 ○施工体制に関する一斉点検における現場確認 ○「公共事業労務費調査」に基づく積算労務単価の適宜改定 ○実勢価格を勘案した積算資材価格の適宜改定 ○原則として全ての工事を発注者指定による週休2日制を適用し、補正した単価で積算を実施 ○物価高騰等により安全衛生経費等へのしわ寄せが生じないよう、スライド制度を適切に運用	○工事の積算基準等に基づく適切な工期を設定した上で、原則週休2日制により発注 ○「設計変更ガイドライン」への対象ケース、事例等の明示及び適切な運用 ○県土整備部発注の土木工事において、一部の省略できる工事を除き全ての工事で、公告時に積算参考資料として工事工程表を掲載。 ○土木工事における適正な工期設定の考え方の冊子をホームページで一般公開し、受発注者間における工期設定についての認識共有に活用している。 ○熱中症リスクのある期間において、受注者からの申し出により、作業開始時間の繰上げなどの柔軟な作業時間を設定している。 ○余裕期間設定工事の対象拡大 ○早期の繰越設定による適正工期の確保	○ゼロ債務負担行為・債務負担行為・発注準備工事の設定 ○9・12月定例会での早期繰り越しの設定	○施工の安全に関する国や県の要綱等の周知徹底 ○熱中症対策工事(猛暑日の工期延長、対策費用(現場管理費)補正)の試行	○工事成績評価において「安全対策」の項目を設けており、現場の安全性の確保について醸成を図っている。 ○工事事故報告による災害発生状況等の把握	○施工計画書への記載 ○大型連休中における連絡体制の確保依頼	○工事成績評価において「安全対策」の項目を設けており、災害防止協議会等の実施を加算項目としている。 ○工事契約の際の請負代金内訳書への法定福利費の別枠明示と適正額の確認の徹底	

構成員名称	発注機関の取組				発注機関及び工事施工者が協力した取組		
	安全及び健康の確保のための経費の適切かつ明確な積算に関すること	安全及び健康に配慮した工期の設定に関すること	施工時期の平準化に関すること	その他、現場の安全衛生活動の促進に関すること	現場の安全性の点検に関すること	緊急時の相互連絡体制の整備に関すること	その他、現場の安全衛生活動の促進に関すること
独立行政法人水資源機構	工事の安全等の確保に関する経費については、率計上に加え、必要に応じて適宜積み上げて計上することになっている。	工事発注に当たり、令和6年4月から「週休2日制工事」、「猛暑日・雨休率」を考慮した工期設定を導入している。	・債務負担行為や繰越制度の活用などによる平準化。 ・余裕工期を活用した工期設定による平準化。	・重点的安全対策、スローガンの策定 ・定期的な安全協議会の実施 ・機構内で発生した労働災害に関する情報を支社局等及び各事務所に対して周知するなどして情報共有。あわせて、受注者に対しても注意喚起を実施 ・安全コンサルタントによる講習会の実施	・各事業所による定期的な安全パトロールの実施 ・必要に応じて本社・支社局等による臨時的安全パトロールの実施	・施工計画書において緊急連絡先の連絡網を整備。あわせて、緊急時の連絡網を現場の事務所等に掲示	受注者及び発注者が参加する安全協議会の実施
東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	当社が定めた土木関係見積仕様明細書（公開）に基づいて提出された見積書を査定し、必要な経費を計上している	路線ごとの作業可能時間や作業規制期間等の条件、過去の類似工事の実績等から適正な工期設定に努めている	本社と連携のうえ、柔軟な予算措置による発注時期の前倒しや早期の施工着手を可能とする取組みを継続して進めている	安全性確保を大前提に、現場第一線の意見を取り入れるとともに、システムによる支援や既存ルールの見直しを適宜進めている	各施工会社の定める安全マネジメントの履行状況を確認し、改善の必要性が認められた場合は、相互に情報を共有のうえ是正を図っている	連絡体制は常に相互で共有し、異常時等に緊急対応ができる体制を構築している	定期的な情報共有と意見交換を通して、現場の作業実態の把握と課題の共有、改善に努めている
NTT東日本株式会社埼玉事業部(株式会社エヌ・ティ・ティエムイー 通信インフラデザイン部)	・新たな安全装備品導入に際しては適正な安全対策費を計上	・工事を設定する際は、施工内容や規模に応じて、適正な工期を算出し、無理してリスクを犯すことない工期設定を実施している	・業界における繁忙期を考慮し、特に年度末に工事が重なることが内容、工期を設定している	・アサーション研修（不安全行動抑止） →現地クレーム対応時に、無理して危険な対応をするのではなく、相手の主張を尊重しつつ、適切な行動をするためのコミュニケーション手法を習得	・社内ガイドラインを制定し、各事務所に対し3年一巡の計画で安全監査を実施	・緊急情報連絡体制の整備	・ナッジ理論を活用した安全に資するアイデアコンテストの開催及び優秀作品の運用展開 -2025年度は、安全帯を確保するために必要なカラーコーンの数量が一目でわかる工夫（必要量積立時の高さを目印シールを貼付）
東京ガスネットワーク株式会社埼玉導管ネットワークセンター	施工前に予測できなかった経費については個別に協議を行い支払いの可否を検討実施	施工計画書で無理のない工程が計画されているか施工前に事前確認実施	日頃より早期発注を行い、十分な施工準備期間を設け工事の平準化が計れる取組み実施	過去に発生した事例を風化させぬよう職場でのMTGで事例研究を繰り返し実施	弊社施工基準が遵守されているか現場巡回検査での確認実施	年次且つ個別の施工計画にて緊急時の連絡体制を事前確認	管理監督者会議を実施し、作業災害等について情報共有及び類似事象の発生防止に努めている
東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社	安全に係わる費用については、これまでの実績等を考慮した比率により積算するとともに、昨今の環境変化に伴い、熱中症対策に関わる費用を個別計上する等の対応を実施。	土日祝日は休工する等を考慮した工期設定をしているものの、第三者要望や停電の有無等により、弊社主導で工期設定ができない場合もある。ただし、その際は、受注者等との協議し、受注者側に配慮した適切な工期を設定。	施工力を踏まえつつ、中長期的な平準化や短期的な平準化など、年間を通じて均平化となるよう対応している。一方で、工事時期が限定される場合や、電気供給・道路工事依頼等、弊社が工事時期を決定できないものもあり、平準化が困難な場合もある。	弊社の特徴として、電気設備に近接した工事現場での作業が挙げられます。感電リスクを排除するため、作業前に作業範囲を確認し、必要に応じて電気を止める切替を講じています。現場では作業範囲を明確にし、安全な作業環境の提供に努めています。	施工計画等で、発注者と協力企業間で作業現場の安全な環境や施工方法の確認を実施。また、発注者による現場パトロール等を通じて、現場の不安定状態の確認や是正措置を実施。	工事着手の際に、双方の緊急時連絡体制を整備をし、現場への携行や掲示等を実施。	・2026年度も「東京電力PG埼玉圏域安全キャンペーン」を4月～6月に展開。協力会社さまと当社で働く一人ひとりの安全意識の向上ならびに安全作業の促進を図ることが目的。安全パトロールや対話活動を通じて現場の課題を把握し、協力企業と協働したカイゼンを進める取組を展開。
東日本高速道路株式会社関東支社	従前より安全関係の費用は諸経費で計上  熱中症対策費用は実費精算可能な仕組みを一昨年から導入	従前より完全週休2日を確保した工期設定を実施  年間の休日数に加え、降雨・降雪・猛暑日等を考慮した雨休率を考慮した工期の設定を実施  また、今年度から猛暑期間に起因して受注者が必要と判断した場合は工期の延長協議が可能な取組を追加	従前より施工時期の平準化に取り組みを実施	高速道路上における交通規制の安全啓発活動として専門家による受注者講習会を実施	全社的には墜落・転落防止対策として足場点検を実施  関東支社では安全パトロールを受注者とともに実施	施工計画書において明示することとしている	全社的に毎年度の重点安全項目を定め取組みを実施
西武鉄道株式会社	対象範囲・算定根拠・単価・数量を明確化したうえで積算しています。実績との差異は定期的に検証し、次期計画へ反映します。	安全・健康に配慮した工期設定として、無理な短縮を避け、列車接近時の作業一時中止や線閉時間を踏まえ、工期を設定しています。	次年度の予算承認を本年度の12月頃までに実施し、発注手続きを進めることで、4月当初から工事着手することで、年度後期への工事集中を平準化している。	執務スペースの改修を実施し、働く環境の改善を図っている。	各協力企業の担当者が集まって、他の協力企業の現場をパトロールして、良い取組みの共有を図っている。	長期休暇の際は、あらかじめ点検体制を確認するとともに、緊急時の連絡体制を確認している。	事故やトラブルを契機とし、安全に関するルールをわかりやすく伝えるために、動画を作成し、教育している。

民間工事発注者

構成員名称	工事施工者の取組				発注機関及び工事施工者が協力した取組		
	適正な請負代金の額、工期等の設定に関する事	設計、施工等の各段階における措置(元請負人、下請負人の役割分担、自主的な安全衛生活動の促進等)に関する事	安全及び健康に関する意識の向上に関する事(教育等)	建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上等に関する事(社会保険等の加入の徹底、CCUSの活用、働き方改革の推進等)	現場の安全性の点検に関する事	緊急時の相互連絡体制の整備に関する事	その他、現場の安全衛生活動の促進に関する事
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	時間外労働の上限規制の徹底を図っていききたい。	本年度より支部運動として「安全声かけ運動埼玉」を開始し、会員事業場に運動の賛同を強く呼びかける。	本年度においても規則に定められた講習、事業主に代わって実施する特別教育、出前教育として「建設工事に従事する安全教育」等、積極的に取り組んで行く。	特になし	県内9分会に於いて、安全指導者(支部より委嘱)により積極的に安全パトロールを実施している。	特になし	個別企業に対し、安全講習の助成に努めている。  事業場で実施する自主パトロールに同行し、指導を実施している。
一般社団法人埼玉県建設業協会	・各工事において、価格高騰によるスライド条項の活用を図ったり、設計変更ガイドラインに基づき設計変更手続きを進めたりしている。また、発注者との工事工程の共有化を図って円滑に工事が進むようしている。 ・第三次担い手3法の徹底について各関係機関へ要望を行った。	・各現場において、施工計画を作成し、施工手順や安全管理の内容などを明確にして工事を進めている。	・労働安全を中心とした研修会を開催し、安全及び健康に対する意識向上を図っている。	・社会保険加入促進や、建設CCUSへの普及促進を進めた。 ・当協会内部で設置した委員会において、働き方改革の推進について検討している。 ・働き方改革の推進について、各関係機関に要望を行った。	・各現場において、パトロールを実施し、受発注者間の共通認識のもと必要な改善を行ったりして、安全性の向上に努めている。	・国土交通省関東地方整備局と締結している「災害時における災害応急対策業務及び建設資材等の調達に関する協定書」を令和8年3月に見直し、緊急時の連絡体制を強化している。 ・埼玉県とも「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、緊急時の連絡体制を強化している。	・国や県からの安全衛生活動に関する通知等を全会員に周知し、工事現場の安全管理に努めている。
工事施工者 一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会	○令和7年度に、当連合会から埼玉県に対して次の事項を要望した。  ・週休2日制を実現できる適正な工期の確保(特に市町村や民間発注案件) ・専門工事業における価格転嫁の推進  ○令和7年度に、全国建産連から国に対して次の事項を要望した。  ・適正な工期の設定 ・酷暑を勘案した各種対策の推進		○当連合会において、令和7年度に「若手技術者・技能者を中心とした安全衛生レベルアップ講座」を4回開催した。	○令和7年度に、当連合会から埼玉県に対して次の事項を要望した。  ・働き方改革に対応した労務費等の引上げ  ○令和7年度に、全国建産連から国に対して次の事項を要望した。  ・現場の実態に合った諸経費の見直し ・他産業に互する、建設技能者の労務費の引上げ			
埼玉住宅工事安全協議会	・建築資材高騰による売価の見直し ・職人不足による工期延長の促進 ・猛暑時の工期見直し ・国内外における、戦争、疫病、天災等による価格変動へ工期延長等の配慮	元請負人 ・安全大会の実施し、各協力会社が参加し安全意識を高める。 ・現場パトロールの実施し、危険個所の排除をする。 ・熱中症の講習会を受け、緊急対応ができる知識を身に着ける。 ・化学物質管理に関する事項の知識向上。 ・発生した労働災害の原因を確認し対策を実施。 ・他社の労災事例をもとに自社内への注意喚起  下請負人 ・元請けから受けた指導内容を作業員に伝達し、対策の実施。 ・労災事例の周知と注意喚起 ・作業前の足場の点検 ・第三者への配慮の徹底	・各現場毎の新規入場者教育の実施 ・年1回の健康診断実施の促進及び確認 ・安全教育講座受講の案内と推進 ・協力業者と合同による安全パトロールの実施 ・外部安全衛生大会への参加 ・熱中症対策対応講座受講の推進 ・全国安全週間の発表 ・全国衛生週間の発表 ・埼玉労働局よりの要請への周知と推進	一人親方の労災保険加入状況の確認及び促進(年1回) ・キャリアアップ制度に準じた報奨金の設定 ・作業員に対する表彰制度の導入 ・協力会社への表彰制度の導入 ・安全特別教育の浸透	・外部足場作業前の点検票記入 ・年2回の安全パトロール実施 ・工具点検の実施し、検査済シール添付 ・脚立使用状況の確認 ・上棟時のレッカー作業確認 ・熱中症対策実施の確認 ・化学物質の対策の実施	・安全衛生ファイルへに緊急時連絡先をファイリング ・高齢者についてはふたり作業の実施 ・年一回の作業員の連絡先の確認 ・上棟前打ち合わせの実施	・夏季の熱中症対策(クーラーボックスの貸与、タブレットの支給等) ・化学物質に対するリスクアセスメントの表示